

事務センターだより

予算要求の漏れはありませんか？



来年度購入してほしい・予算をつけてほしいもの等はありませんか？
今が年に1回の要求のチャンス！しまったと言うことのないようもう一度確認してください。



事後確認について



事後確認とは、「手当を受給している職員が、その手当をもらう資格の有無を、自ら証明するもの」です。今年も戻入はないものの、何回もやり取りをしたり補完するための書類を別途依頼する必要が生じたケースがたくさんあります。参考のために今年のケースを載せておきます。

○その家賃は何月分ですか？

「前月末までに支払う」と契約してあるなら月末に必ず支払の手続きをする必要があります。

○子等への仕送りは誰のお金から送金してます？

扶養者から毎月一定額を送金していることが扶養手当を受給するため条件となります。近隣県に別居していない限りは通帳等で振込をし確認を受けるのが原則です。

○被扶養者の収入を把握してますか？

月額108,333円を超えると要注意です。扶養手当の停止



旅費点検について

月末までに必ず旅費清算をしていただいたことで、センターでの業務効率が格段にあがりました。ありがとうございます。(まだチラホラ遅れる方も見えますが……)

……お願い……

総合教育センターへ受講申込みをしたもの、初任研・スパイラル研修、各校1名以上と指定されて名前を報告した出張等、別枠予算の出張については、予算コードを確実に入力してください。また用務内容も正確に正しく入力が必要です。特に長期休業中はさまざまな別枠コード会議があり、県教委主催会議等が別枠コードの可能性があり要注意です。

特殊勤務実績簿について

9月分は9月29日(木)締切
その後、すぐにシステム入力し、10月の給与で支給します。必ず、提出の期限を守ってください。



文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助金請求書

個人名の入った領収書を添付の上、提出してください。限度額は12,000円です。

事務職員を信用しすぎてはいけな いかも……

もちろん事務職員は色々と考えて、注意深く仕事をしてはいますが、あなたがどういう状況なのか全てを知るのは不可能です。正しく申請や手続きができるよう日頃からいろいろなことに関心をもつことが必要ではないでしょうか？

- ・扶養手当がもらえる収入の限度額はいくらか？(130万以下です)
 - ・所得税の配偶者控除に該当するための収入の限度額はいくらか？(給与収入の場合103万以下です)
 - ・社会保険に配偶者や子どもは入っているのか？ 等々
- すぐに答えられますか？
答えられた職員は大丈夫です。
答えられなかった職員は、しまった、損をしたと言わないで済むようにご注意ください

疑問点はお尋ねください

例えば、『住居届を出したのに手当がまだついていない』とかありましたら、遠慮なくお尋ねください。調べてすぐにお返事させていただきます。